

垂水市南海トラフ地震防災対策推進計画



令和2年6月30日

垂 水 市

目 次

第1章 総 則	2
第1節 推進計画の目的	2
第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域	2
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	2
第4節 南海トラフ地震の想定	3
第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等	6
第1節 活動体制の確立	6
第2節 情報伝達体制の確立	6
第3章 関係者との連携協力の確保	7
第1節 資機材、人員等の配備手配	7
第2節 他機関に対する応援要請	7
第3節 帰宅困難者への対応	7
第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	10
第1節 津波からの防護	10
第2節 津波に関する情報の伝達等	11
第3節 避難勧告等の発令基準	14
第4節 避難対策等	15
第5節 消防機関等の活動	17
第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	18
第7節 交 通	19
第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	19
第9節 迅速な救助	20
第5章 時間差発生等に備えた対応	21
第1節 基本的方針	21
第2節 平時における対策	24
第3節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	24
第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応	24
第5節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応	30
第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	32
第7章 防災訓練計画	33
第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	34

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

第1 南海トラフ地震防災対策推進地域

法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定された区域は、次のとおり。

【平成26年3月31日内閣府告示第21号】

鹿兒島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、**垂水市**、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

第2 法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域(以下「特別強化地域」という。)として指定された区域は次のとおり。

【平成26年3月31日内閣府告示第22号】西之表市、志布志市、大崎町、東串良町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

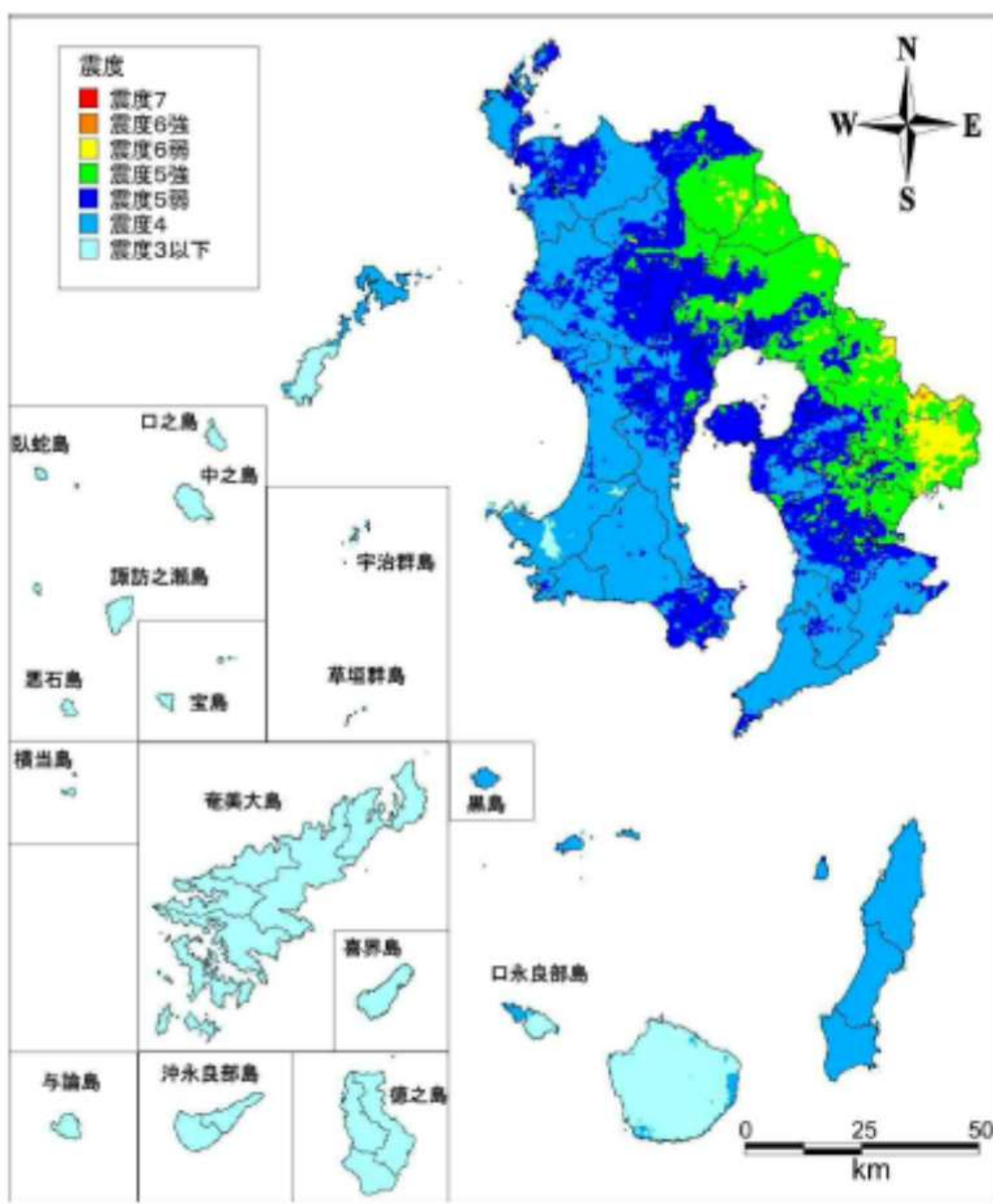
本市の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

公共的団体等	処理すべき事務又は業務の大綱
九州電力株式会社	電力復旧に関する事務又は業務
株式会社N T T西日本	電話・電信回線の復旧に関する事務又は業務
三州自動車株式会社	バス車両による避難者、生活支援物資等の輸送に関する事務又は業務
垂水フェリー株式会社	フェリーによる避難者、生活支援物資、復旧資機材等の輸送に関する事務又は業務
垂水市漁業協同組合	漁船を活用した孤立者の救出、生活支援物資等の移送に関する事務又は業務
牛根漁業協同組合	
垂水市土地改良区	土地の滑落、崩壊等の災害応急対策に関する事務又は業務

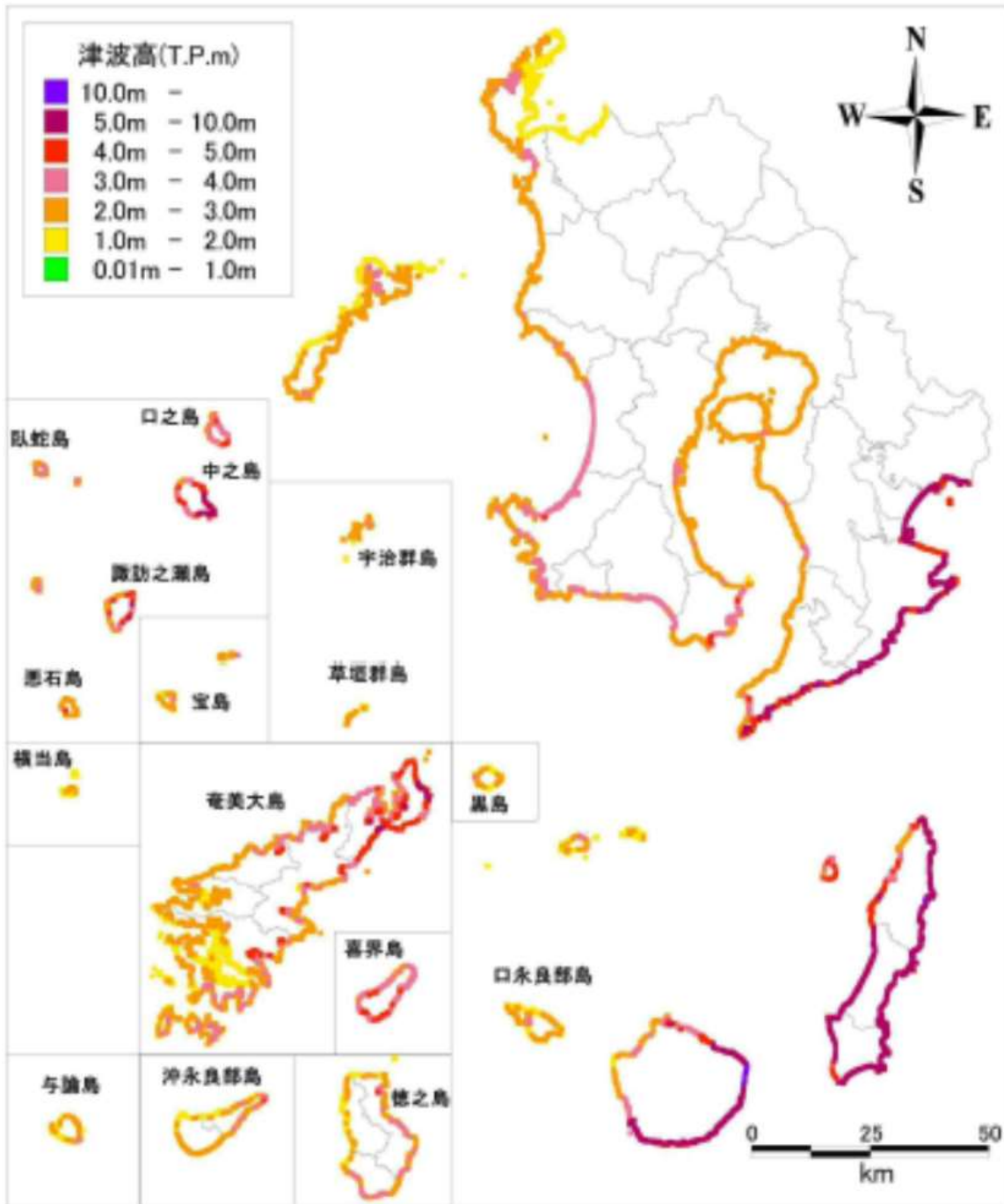
第4節 南海トラフ地震の想定

第1 想定地震及び津波の概要

県が平成24年度から25年度にかけて実施した地震等災害被害予測調査において最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、本県に最も影響を与えるケースでは、県内で、最大震度6強の揺れと最大津波高12.01メートルの津波の発生を想定している。本県に最も影響を与える最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合における震度分布は、南海トラフ【陸側ケース】の巨大地震の震度分布図、津波高分布は南海トラフ（CASE11）の巨大地震に伴う津波の津波高分布図のとおりである。



南海トラフ【陸側ケース】の巨大地震の震度分布図



南海トラフ（CASE11）の巨大地震に伴う津波の津波高分布図

第2 被害の想定

県が実施した地震等災害被害予測調査では最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合において、本県で被害が最大となるケースとして次のとおりの被害が想定されている。

建物被害：全壊・焼失棟数(棟)		14,900
	うち火災	70
人的被害：死者数(人)		2,000
	うち建物倒壊・火災	10
	うち津波	2,000
上水道被害：断水人口(人) 被災直後		118,300
下水道被害：支障人口(人) 被災直後		10,300
電力被害：停電軒数(軒) 被災直後		2,600
通信被害：固定電話不通回線数(回線) 被災直後		2,900
ガス(プロパン除く)被害：供給停止戸数(戸) 被災直後		2,300
道路施設被害(箇所)		450
鉄道(新幹線含む)施設被害(箇所)		120
避難者数 [うち避難所] (人)		
	被災1日後	48,900[30,800]
	被災1週間後	47,200[28,200]
	被災1か月後	47,800[14,300]
物資(食料)需要量(食)		
	被災1日後	110,800
	被災1週間後	101,700
	被災1か月後	51,700
災害廃棄物発生量(万トン)		130
孤立する可能性のある集落数(集落)		38
被害額(億円)		14,600

(注) 被害想定の数値は概数であるため、ある程度幅をもって見る必要がある。

また、四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

第3 時間差発生時の想定

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震、安政南海地震は約32時間の間隔を置いて地震が発生し、1944年の東南海地震、1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて地震が発生している。このため市は、南海トラフ沿いにおいて、地震が時間差発生する可能性があることを踏まえ、時間差を置いた複数の地震発生への対応を検討する必要がある。

第2章 南海トラフ地震発生時の活動体制の確立等

第1節 活動体制の確立

市は、南海トラフ地震が発生した場合、垂水市地域防災計画(以下「防災計画」という。)
第3編第2章第1節「応急活動体制の確立」の定めるところにより、直ちに体制を確立し、
災害応急対策を実施する。

第2節 情報伝達体制の確立

市は、南海トラフ地震が発生した場合、防災計画第3編第2章第7節「地震情報等の収集・伝達」及び「災害情報等の収集・伝達」の定めるところにより、直ちに情報収集・伝達体制を確立し、被災状況等の収集に着手するとともに、その実態を的確に把握・評価し、
応急対策に反映する。

第3章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

1 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

- (1) 復旧作業用重機(ブルドーザー、ショベルカー等)
- (2) 復旧作業用機材(スコップ、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー等)
- (3) 災害廃棄物搬出用車両(ランプ、トラック自動車)
- (4) 可動式動力ポンプ、ホース類
- (5) 耐震性貯水槽
- (6) 簡易トイレ
- (7) 発電機

2 市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

- (1) 食糧
- (2) 飲料水
- (3) 毛布
- (4) 医療器具、医薬品
- (5) 応急仮設住宅の建築資材
- (6) 仮設トイレ

第2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

1 防災関係機関は、地震が発生した場合において、垂水市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

第1 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は、垂水市地域防災計画資料編に記載のとおりである。

第2 市は必要があるときは、第1項に掲げる応援協定に従い応援を要請するものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

第1 県民等への啓発

県は、県民・民間事業者等に対して、帰宅困難な状況になった場合は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知する。

第2 一時滞在施設等の確保等

市は県と互いに協力して一時滞在施設(発災から72時間(原則3日間)程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。)及び帰宅支援ステーション(発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。)の確保等に努める。

1 一時滞在施設

(1) 施設の確保

ア 県は、広域的な立場から事業者団体に対して、一時滞在施設の提供について協力を求める。

イ 市は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう要請する。

(2) 施設の開設

ア 市は、一時滞在施設の提供に関する協定を締結している民間施設の施設管理者へ一時滞在施設の開設を要請する。

イ 市は県と連携して、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。

(3) 情報提供

ア 市は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。

イ 市は、自らが開設した一時滞在施設の開設状況等を県と互いに情報提供する。

ウ 市は、上記の一時滞在施設のほかに自主的に開設している施設の情報を入手した場合は、県と互いに情報提供する。

2 帰宅支援ステーション

(1) 施設の確保

ア 県は、広域的な立場から、事業者団体に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

イ 市は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

(2) 施設の設置

ア 市は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

イ 市の依頼を受け、県は帰宅支援ステーションの設置に係る協定締結先へ帰宅支援ステーションの設置を要請する。

3 情報提供

市は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を県と互いに情報提供する。

第3 公共交通機関に関する情報提供

1 県は、公共交通機関の状況把握を行い市へ伝達する。

2 市は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に随時情報提供を行う。

第4 避難所の案内

市は県と連携して、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、市の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

第1 市又は堤防、水門等の管理者は地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

第2 市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検方針・計画

毎年1回、梅雨期前までに点検を実施するものとし、計画は消防機関等が別に定めるものとする。

2 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

1項の点検結果に基づき必要に応じ自動化・遠隔操作化・補強等を行うこととする。

3 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法 垂水市水防計画に定める体制、手順及び管理体制によるものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備 の方針及び計画

現在、鹿児島県消防・防災ヘリコプターを運用している鹿児島県防災航空センターが鹿児島空港事務所から許可を得ている市内の場外離着陸場は、垂水市中央運動公園のみである。一方、市が災害発生時の緊急時離着陸場等の候補地として、平成23年9月に関係機関と調査し選定している場所は次のとおりである。

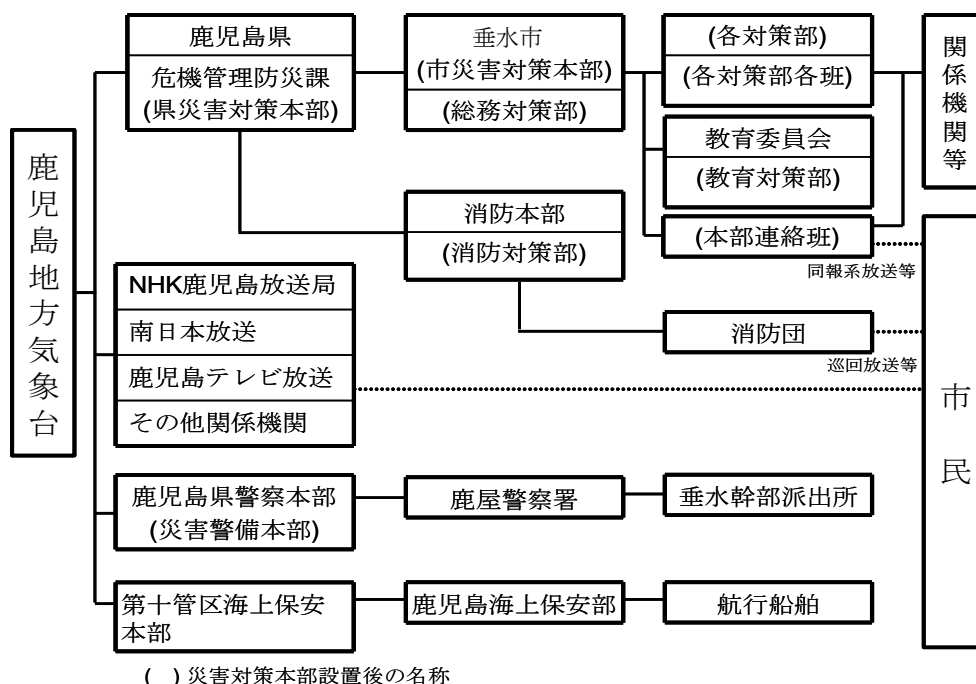
	緊急時離着陸場候補地	所在地
1	高峠駐車場（第1、第2駐車場）	垂水市中俣4066-27
2	垂水中央運動公園(たるみずスポーツランド)	垂水市田神3000
3	新城小学校グラウンド	垂水市新城3548
4	牛根小学校グラウンド	垂水市二川519-1
5	旧牛根中学校グラウンド	垂水市二川135-1
6	旧大野原小中学校グラウンド	垂水市田神3754
7	牛根麓漁港養殖資材用地（前崎）	垂水市牛根麓字磯口19-17
8	浮津港野積場	垂水市二川浮津地内
9	松ヶ崎小学校グラウンド	垂水市牛根麓1172
10	垂水小学校グラウンド	垂水市田神144
11	水之上小学校グラウンド	垂水市本城649-1
12	境小学校グラウンド	垂水市牛根境1211-8
13	垂水中央中学校	垂水市南松原町60
14	旧協和中学校グラウンド	垂水市中俣302
15	協和小学校グラウンド	垂水市海潟865
16	垂桜公民館（グラウンド）	垂水市田神1228-140
17	垂水市公設地方卸売市場	垂水市錦江町1-54

したがって、十分な場所を候補地として選定していることから、当面、新たなヘリポートの整備については行わないこととし、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な環境の維持・整備に努めることとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の連絡体制、役割分担等は以下のとおりである。

第1 警報等伝達系統図



第2 警報等の受領責任及び伝達方法

- 1 関係機関から通報される警報等は、垂水市消防長(以下「消防長」という。)において受領する。
- 2 警報等を受領した消防長は、総務課長に通報するものとする。
- 3 警報等を受領した総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき、又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに市長にその旨を報告する。
- 4 消防長から通報される警報等の受領は、次の事項を文書で記録する。
 - (1) 警報等又は災害の種類
 - (2) 発表又は発生日時
 - (3) 警報等又は災害の内容
 - (4) 送託者及び受託者の職、氏名
 - (5) その他必要な事項

第3 災害情報等の収集・伝達

津波発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報等は基本的な情報である。このため市及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により、迅速・

確実に受信し、その内容を把握し関係機関等に伝達する。市は市内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て、迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

なお、人的被害の状況のうち行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は住民登録の有無にかかわらず市の区域内(海上を含む。)で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省)又は県に連絡する。

さらに市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。被災者の中に配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

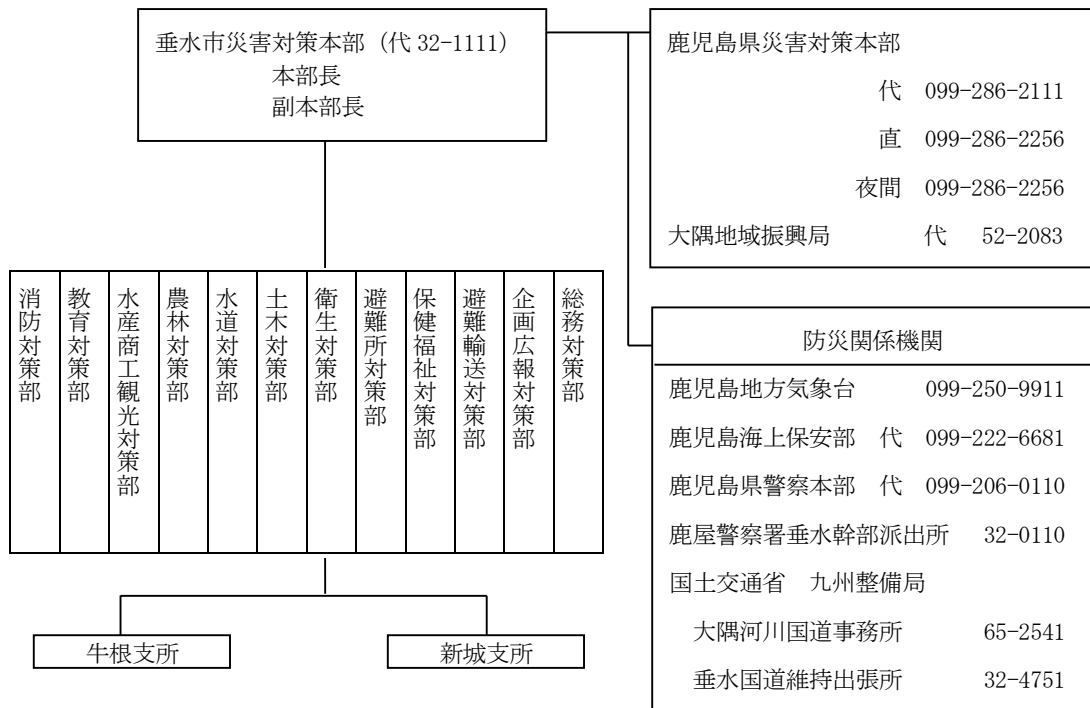
第4 収集すべき災害情報等の内容

- 1 人的被害(死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数、行方不明者の数を含む。)
- 2 住家被害(全壊、倒壊、床上浸水等)
- 3 津波・高潮被害状況(人的被害状況、倒壊家屋状況)
- 4 土砂災害(人的・住家・公共施設被害を伴うもの)
- 5 出火件数、又は出火状況
- 6 二次災害危険箇所(土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など)
- 7 輸送関連施設被害(道路、港湾、漁港)
- 8 ライフライン施設被害(電気、電話、水道、下水道施設被害)
- 9 避難状況、救護所開設状況
- 10 災害対策本部設置等の状況
- 11 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から報告する必要があると認められるもの

第5 災害情報等収集報告系統

防災関係機関は、所管に係る災害情報等のうち、市その他関係機関と密接な関係があると思われるものについては、市災害対策本部及びその他の関係機関に通報連絡するものとする。また、通報連絡を受けた市災害対策本部は、被害概況を調査しできるだけ早期に県災害対策本部に報告するものとする。

報告系統は次のとおりである。



第6 災害情報等の通報及び報告要領

1 災害発生のおそれがある異常現象の通報

(1) 発見者の通報

異常現象を発見したものは、直ちに次のとおり通報するものとする。

災害の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	消防本部、総務課、土木課
火災発生に関するもの	消防本部
津波、その他気象、地震、水象に関するもの	消防本部、総務課
海難に関するもの	警察署、海上保安部、消防署、総務課

(2) 警察官、消防団長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察官及び消防職員（消防団員を含む。）は、直ちに市長（総務課）に通報するものとする。

(3) 市長の通報

上記(1)、(2)項及びその他により異常現象を了知した市長は、直ちに次の機関に通報するものとする。

ア 気象、地震、火山、水象に関するものは鹿兒島地方気象台

通報先：観測予報課 電話番号 099-250-9912

イ その他異常現象により災害発生が予想される隣接市町村

ウ その他異常現象により予想される災害の対策実施機関

2 1項以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

(1) 各対策部長は、所管にかかる災害情報、被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部長を経て、本部長へ報告する。総務対策部長は、災害情報等収集報告系統に基づいて所要の向きに報告するものとする。

(2) 1項による報告の時期は、はじめに災害情報を了知したとき、又は災害が発生し

たとき及び大きな災害が新たに発生したとき、そのつど報告するものとする。

ただし、本部長が報告の時期について特に指示したときはこの限りではない。

- (3) 各対策部長から災害情報、被害状況及び応急対策、実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理し、本部長及び災害情報等収集報告系統に基づき報告するものとする。

第3節 避難勧告等の発令基準

地域住民に対する避難勧告等の発令基準は、原則として次のとおりである。

(避難勧告等の区分・警戒レベル・居住者等に求められる行動整理票)

区 分	警戒レベル	居住者等に求められる行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	警戒レベル3	<p>【高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	警戒レベル4	<p>【全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定避難所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・ 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所※1」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保※2」を行う。
避難指示 (緊急)	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急的に避難する。 ・ 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所※1」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保※2」を行う。 ・ 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
災害発生 情報	警戒レベル5	<p>【災害発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・ 市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。

第4節 避難対策等

第1 本市の想定地震等に位置に係る津波の想定結果は次のとおりである。

番号	想定地震等の位置		想定地震の最大震度	津波到達予定時刻(分)		最大津波高(m) (地殻変動考慮) (初期潮1.44 T.P.mを含む)
				津波の高さ +1m	最大津波	
1	鹿児島湾直下		6強	—	34	2.35
2	県西部直下(市来断層帯近辺)		5弱	—	—	—
3	甬島列島東方沖(甬断層帯近辺)		4	—	—	—
4	県北西部直下(出水断層帯近辺)		4	—	—	—
5	熊本県南部(日奈久断層帯近辺)		4	—	—	—
6	県北部直下(人吉盆地南縁断層帯近辺)		4	—	—	—
7	南海トラフ (4連動)	(CASE 5) (四国沖～九州沖)	5強～	101	341	3.26
		(CASE 11) (室戸岬沖～日向灘)	6弱	102	355	3.29
8	種子島東方沖		6弱	—	145	2.34
9	トカラ列島太平洋沖		5弱	155	155	2.51
10	奄美群島太平洋沖(北部)		3	—	199	1.91
11	奄美群島太平洋沖(南部)		3	—	189	1.82
12	桜島北方沖 (桜島の海底噴火A)	牛根境	—	5	5	5.82
		二川	—	6	7	3.24
		牛根麓	—	7	15	2.79
		垂水港	—	—	19	1.84
13	桜島東方沖 (桜島の海底噴火B)	牛根境	—	2	2	9.40
		二川	—	2	2	7.64
		牛根麓	—	2	2	7.68
		垂水港	—	—	15	1.84

なお、平成25年鹿児島県地震等災害被害予測調査結果に基づく本市に係る津波浸水深のデータからは、南海トラフ地震で想定されている津波による浸水域は、市内全域で海岸線の護岸、堤防等で阻止できるとしている。一方、桜島北方沖及び桜島東方沖の桜島の海底噴火での浸水深データを基に検討した結果では、市の北部地域で浸水域が予想されている。以上のことから、避難の勧告又は指示(緊急)の対象地域は、次のとおりである。

	想定地震等の位置	適 応	対象地域
1	鹿児島湾直下	海岸線付近からの避難の勧告	市内の海岸線に面した全地域
2	南海トラフ(4連動)		
3	種子島東方沖		
4	トカラ列島太平洋沖	海岸線付近からの避難の勧告	市内の海岸線に面した全地域
5	桜島北方沖 (桜島の海底噴火A)	避難の勧告又は指示(緊急)	牛根境、二川
		海岸線付近からの避難の勧告	牛根麓
6	桜島東方沖 (桜島の海底噴火B)	避難の勧告又は指示(緊急)	牛根境、二川、牛根麓

なお、市は、レベル2の津波(過去数千年間に発生した記録は見つかっていないが、発生すれば甚大な被害をもたらす恐れがあり、あらゆる可能性を考慮したマグニチュード(M)9程度の巨大地震によって発生する津波をいう。)にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。また、市は災害救助法の適用となる避難対策について適切な対応を行うものとする。

第2 市は、第1項に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- 1 地域の範囲
- 2 想定される危険の範囲
- 3 避難場所(屋内、屋外の種別)
- 4 避難場所に至る経路
- 5 避難勧告等の伝達方法
- 6 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- 7 その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)

第3 市は、避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ必要な準備を行っておくものとする。

第4 市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

第5 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難勧告等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

第6 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- 1 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- 2 津波の発生のおそれにより、市長より避難勧告等が行われたときは、(1)項に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

- 3 地震が発生した場合、市は(1)項に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

第7 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおりとする。

- 1 宿泊者等については、宿泊施設等管理者が消防団、自主防災組織等と連携して、適切な避難経路を使用して安全な避難所に誘導するものとする。

なお、宿泊施設等管理者又は消防団、自主防災組織の長が津波到達予定時刻までに安全な避難所に到達できないと判断した場合は、最寄りの指定緊急避難場所等に避難するなど、取り急ぎ命を守るための行動をとるよう誘導するものとする。

特に外国人の場合、緊急時には、言葉による意志疎通が難しくなることが予想されることから、施設等管理者はあらかじめ避難経路、避難場所・避難所等を英語やその他必要と思われる外国語で記載した地図等を備えておき、避難誘導の際に活用するものとする。

- 2 宿泊していない旅行者や通行者等については、防災行政無線、消防団による巡回広報、自主防災組織による声掛け等により、最寄りの警察機関と連携しながら、安全な場所に避難誘導するものとする。

第8 避難所における救護上の留意事項。

- 1 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

- (1) 収容施設への収容
- (2) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- (3) その他必要な措置

- 2 市は(1)項に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- ア 流通在庫の引き渡し等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ その他必要な措置

第9 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第10 市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

なお、計画策定に当たっては、津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮するものとする。

第5節 消防機関等の活動

- 第1 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

第2 第1項に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

第1 水 道

- 1 市は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、関係機関の支援を得て、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。
- 2 垂水市管工事組合は、災害が発生した場合、水道施設の応急復旧に関する市との協定に基づき活動するものとする。

第2 電 気

- 1 市内に電力を供給している電力事業者（九州電力株式会社鹿屋営業所）は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。
- 2 市は、1項について電力事業者と調整を行い、これを支援するものとする。

第3 ガ ス

- 1 市内にガスを供給しているガス事業者（鹿児島県LPガス協会大隅支部）は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。
- 2 市は、1項についてガス事業者と調整を行い、これを支援するものとする。

第4 通 信

- 1 市内の通信回線を所管する通信事業者（株式会社NTT西日本）は、津波からの円滑な避難を確保するため津波に関する情報提供を速やかに行うための措置を実施するとともに、災害発生後の被害情報収集・伝達が円滑に実施できるよう応急通信体制の構築と円滑な既存の通信回線の応急作業、その後の復旧作業等の措置を実施する。
- 2 市は、通信業者が実施する応急作業に備えた前進待機場所（車両駐車場を含む。）やその後の復旧作業に使用する資機材等の保管場所を提供するものとする。

第5 放 送

指定公共機関の日本放送協会鹿児島放送局（NHK鹿児島）、指定地方公共機関の南日本放送（MBC）、鹿児島テレビ（KTS）、鹿児島放送（KKB）及び鹿児島読売テレビ（KYT）は、

津波からの円滑な避難を確保するため、積極的かつタイムリーに防災情報や災害情報の放映を行うなど、必要な措置を実施する。

第7節 交通

第1 道路

市、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ協議、計画し、その内容を市民に周知するものとする。

第2 海上

鹿児島海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食料等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

- (1) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (2) 学校、研修所等にあつては、次の措置
 - ア 当該学校等が本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）は、これらの者に対する保護の措置
 - ウ 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

1 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、第1の1項に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(2) 無線通信機等通信手段の確保

(3) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

2 この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)項又は1の(2)項の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

第3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

第1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

なお、具体的な整備計画は、消防機関等が別に定めるものとする。

第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとし、具体的な方策は、消防機関等が別に定めるものとする。

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

第4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。消防団の充実に関する計画は、次のとおりである。

1 団員の高齢化の抑制、青壮年者の加入促進

2 消防車両・資機材の維持・整備

3 市総合防災訓練等への参加

第5章 時間差発生等に備えた対応

第1節 基本的方針

第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」(令和元年5月一部改訂)において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されており、その考え方は、○ 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生の可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要ということである。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震(異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。)に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、市は県と連携し、被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から次表のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。県及び推進地域に指定されている市は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

南海トラフ地震に関連する情報の情報名及び情報発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※ 次の4つのキーワードが付記され発表される。	・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
(巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合

	(巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会における調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く)

気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解析されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報(調査中)を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が対象とする後発地震への対応

(1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、国(緊急災害対策本部長)から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

市は推進地域に指定されており、当該国からの指示が発せられた場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、市は推進地域に指定されているので、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置(以下「巨大地震警戒対応」という。)をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

- ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難
- イ 住民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ
- ウ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- エ その他必要な措置

(4) 避難の対象地域の検討

特別強化地域に指定されている市町村は、(3)のアに定める住民等の避難について検討し、その対象地域を次のとおり設定するものとする。

また、特別強化地域を除く推進地域に指定されている市町村においても、地域の状況等必要に応じ、住民等の避難について検討し、対象地域を設定するものとする。なお、検討の結果、市町村の区域内に対象地域がない場合には、市町村推進計画にその

旨明示するものとする。

ア 事前避難対象地域

国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合において、住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

イ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

ウ 高齢者等事前避難対象地域事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

(5) 避難勧告等の発令

事前避難対象地域を設定した市町村は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合は当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合は直ちに、概ね次のとおり避難勧告等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行うものとする。なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、市町村が避難所の確保を行うものとする。

ア 住民事前避難対象地域については避難勧告

イ 高齢者等事前避難対象地域については避難準備・高齢者等避難開始

(6) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、県及び推進地域に指定されている市町村は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置(以下「巨大地震注意対応」という。)をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が対象とする後発地震への対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、市はあらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え(家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等)の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

市は推進地域に指定されており、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、

次の内容を正確かつ迅速に関係機関及び住民等に伝達する。

- ・南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容
- ・国からの警戒する措置をとるべき旨の指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2節 平時における対策

第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

市は、本計画第4章第2節第1の警報等伝達系統図のとおり、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し関係機関等に伝達する体制を整備する。なお、県は、南海トラフ地震臨時情報が推進地域外の住民等にとっても重要な情報であることから、推進地域に指定されていない出水市に対しても、同情報の内容等を伝達する。

第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

市は推進地域に指定されており、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に併せ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対応等を周知する。

第3 事前避難対象地域等の周知

県及び事前避難対象地域を設定した市町村は、平時から、地域内の事前避難対象地域をホームページ、広報誌等により周知する。また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応

第1 情報収集体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や防災関係機関、各支所及び各振興会等への情報の伝達、連絡調整のため、本計画第3章第2節第5及び地域防災計画第3編第2章第1節に基づき情報収集体制を設置する。なお、南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時に、当該情報を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

第2 広 報

1 内容及び手段

市は、市ホームページ、防災無線、防災ラジオ、防災メール等の多様な手段により、住民等に対し南海トラフ地震臨時情報(調査中)の内容を周知する。

2 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、沿岸市町村に津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応(巨大地震警戒対応)

第1 災害対策本部等の設置

市は、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、地域防災計画第3編第2章第

1 節に基づき災害対策本部を設置する。

第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

1 国からの警戒する措置をとるべき旨の指示の伝達県は、国からの警戒する措置をとるべき旨の指示が発せられた場合、防災情報ネットワーク、電子メール等の手段により、速やかに推進地域に指定されている市及び関係機関等に対し、当該国からの指示を伝達する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

(1) 市は、本計画第3章第2節第5及び地域防災計画第3編第2章第1節に定める体制により災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

(2) 市は、自ら実施した災害応急対策の実施状況等についての必要事項を県危機管理防災対策部等に報告する。なお、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断に必要となることから、住民等の避難に関する情報を覚知した場合は当該情報について県災害対策本部に報告するものとする。

3 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、地域防災計画第3編第2章第1節に定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の広報

(1) 県は、県ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。併せて、推進地域内に居住又は滞在する住民等に対して、今後の当該地の市が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。なお、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 市は、市ホームページ、防災無線、防災ラジオ、防災メール等の多様な手段により、住民等に対し南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容を周知し、冷静な対応を呼びかける。

2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

(1) 県は、県ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、県や関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

(2) 市は、市ホームページ、防災無線、防災ラジオ、防災メール等の多様な手段により、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、県や防災関係機関等が実施した災害応急対策で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

3 市が管理する施設の利用者等に対する広報等住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された旨を周知するとともに、とるべき行動を伝達する。なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝

達するものとし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

4 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、市の沿岸に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

(2) 推進地域外の住民等への周知

県は、推進地域外の住民等が、県内の交通対策の実施状況等による影響を受ける場合があることに留意し、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通対策の実施状況等について周知を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 巨大地震警戒対応の期間市の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表対象となる地震)の発生から1週間とする。

2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応1の巨大地震警戒対応の期間経過後、市は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は、第5節に定めるものと同様とする。

第5 避難対策等

1 避難の実施における市町村の措置

市は、事前避難対象地域を設定している場合は、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。

2 避難の実施における県の措置

県は、市が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、次のとおり避難の実施における措置をとる。なお、この場合、避難行動要支援者の避難支援や外国人、出張者及び旅行者等に対する誘導などについて適切に対応する。また、県は災害救助法の対象となる市が行う避難対策についての指導調整を行う。

(1) 県の管理する施設を避難所として開設する際の協力

(2) 避難にあたり他人の介護を必要とする者を収容する施設のうち県が管理するものについて、収容者の救護のため必要な措置

3 避難所の運営等

県は、避難所の運営等について、市からの応援要請に応じ、次のとおり支援等を行う。

(1) 避難所の運営に係る支援・協力等

避難所の管理運営状況について把握し、応援要請を受けた場合は、開設者と連携をとり支援する。

(2) 避難後の救護

避難者に対する食料、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症予防対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

第6 関係機関等のとるべき措置

1 消防機関等

(1) 市は、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 県は、市の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な支援を実施する。

2 警備対策

県警察は、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

(1) 正確な情報の収集及び伝達

(2) 不法事案等の予防及び取締り

(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

水道事業者は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、水道事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、飲料水の供給を継続するものとし、飲料水を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠である。このため、電力事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、電気の供給を継続するものとし、電力を供給するために必要な体制を確保するものとする。

(3) ガス

ア ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を把握し、状況の把握に努めた上で、ガスの供給を継続するものとし、ガスを供給するために必要な体制を確保するものとする。

イ ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし、その実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

ア 電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠である。このため、電気通信事業者は、同情報を把握し、状況の把握に努めた上で、通信を確保するものとし、通信の維持に関する必要な体制を確保する

するものとする。

イ 電気通信事業者は、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等に努める。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。このため、放送事業者は、同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 放送事業者は、各計画主体と協力して、推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

5 交通対策

(1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、住民等に周知する。なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努めるものとする。

イ 市は県と連携し、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の交通対策等の情報について、平時からホームページ、広報誌等により情報提供する。

ウ 市は県と連携し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するよう、ホームページ等により周知する。

(2) 海上

ア 鹿児島海上保安部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送路の確保についても考慮し、在港船舶の避難対策等を実施する。

イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

(3) 航空

ア 空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、推進地域内の飛行場における対策を実施する。また、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。

イ 鹿児島空港は、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計

画において、航空搬送拠点候補地とされていることを踏まえ、鹿児島空港事務所及び関係事業者等は、事前に必要な体制を整備するものとする。

(4) 鉄道

鉄道事業者は、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

なお、鉄道事業者は、平時から住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の運行規制等の情報について周知する。

第7 市自らが管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の利用者等への伝達
＜留意事項＞

(ア) 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等がとるべき防災行動をとり得るような適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための待避等の措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入力するための機器の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 災害対策本部又は支部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置

イ 社会福祉施設にあつては、次の事項

(ア) 入所者等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

ウ 病院にあつては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・対浪性を十分に考慮した措置

エ 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、次の事項

(ア) 児童生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

2 道路、河川その他の公共施設

(1) 道路

市は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上の措置をとる。なお、計画を定めるにあたっては、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意するものとする。

(2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

市は、あらかじめ定めた計画に基づき水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えた措置をとる。なお、計画を定めるにあたり、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置について定めるものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等の措置をとるものとする。なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむをえない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全確保を図るものとする。

第8 滞留旅客等に対する措置

1 市町村

市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2 市町村以外の機関

市以外の機関で、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「第6 関係機関等とのべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等のあわせ並びに市町村が実施する活動との連携等の措置をとるものとする。

第5節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応(巨大地震注意対応)

第1 災害警戒本部等の設置

市は、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、地域防災計画第3編第2章第1節に基づき、災害警戒本部を設置する。

第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、本計画第3章第2節第5及び地域防災計画第3編第2章第1節に定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の広報

(1) 県は、県ホームページ、ツイッター、鹿児島県防災Webなどの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。なお、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。

(2) 市は、市ホームページ、防災無線、防災ラジオ、防災メール等の多様な手段によ

り、住民等に対し対して南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容を周知し、冷静な対応を呼びかける。

2 市が管理する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、博物館、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とすべき行動を伝達する。なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報の内容等を周知・伝達することとし、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表後の状況の変化等に応じた周知等を行う。

3 留意事項

(1) 先に発生した南海トラフ地震による被害発生等への留意

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、市の沿岸に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

(2) 推進地域外の住民等への周知

県は、推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容等について周知を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

第4 巨大地震注意対応の期間等

1 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の発表対象となる地震)が発生したケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5 その他

市は、市が管理する施設・設備等の点検等日頃からの備えを再確認するものとする。

第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

本市において地震防災上の観点から緊急に整備すべき施設等の整備計画は次のとおりとする。
 なお、具体的目標に示した内容及び達成期間については諸状況により見直すことも可とする。

	事業等	具体的目標	達成期間	
1	建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化	牛根地区（牛根境、二川、牛根麓）の指定避難所である地区公民館の耐震化・不燃化・耐浪化	2016年～2026年	
		上記以外の地区の指定避難所である地区公民館の耐震化・不燃化・耐浪化及び学校体育館の不燃化・耐浪化	2026年～2036年	
2	避難場所の整備	牛根地区（牛根境、二川、牛根麓）の指定緊急避難場所の整備	2016年～2026年	
		上記以外の地区の指定避難所である地区公民館の耐震化・不燃化・耐浪化及び学校体育館の不燃化・耐浪化	2026年～2036年	
3	避難経路の整備	牛根地区（牛根境、二川、牛根麓）の避難経路	2016年～2026年	
		上記以外の地区の避難経路	2026年～2036年	
4	土砂災害防止施設	牛根地区（牛根境、二川、牛根麓）の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域における必要な堰堤工事	2016年～2036年	
		上記以外の地区の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域における必要な堰堤工事	2016年～2036年	
5	津波防護施設	牛根地区（牛根境、二川、牛根麓）の盛土構造物、閘門、護岸、胸壁の設置	県計画による。（検討中）	
6	避難誘導及び救助活動のための拠点施設、その他の消防用施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設	垂水市牛根支所・新城支所、道の駅たるみず	2016年～2026年	
		垂水市消防本部、垂水消防署、消防本部牛根分遣所	2016年～2021年	
		垂水市消防本部自家発電設備	2020年～2025年	
		消防用車両	適宜	
		消防通信室	2020年～2025年	
7	緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備	国道220号線、県道71・72号線、鉄道跡地道路	2016年～2026年	
		牛根漁港、海瀉漁港、境漁港、浮津漁港、中浜漁港、旧垂水港、垂水港、垂水南漁港	2016年～2026年	
8	通信施設の維持・整備	市防災行政無線の維持	現状維持	適宜
		コミュニティーFM放送戸別受信機（防災ラジオ）の整備	全世帯配付	完了（2015年）
		その他の防災機関等の無線の整備	垂水市消防本部消防救急デジタル無線	完了（2015年）

第7章 防災訓練計画

- 第1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 第2 第1項の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 第3 第1項の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 第4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 第5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
- 1 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - 2 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - 3 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - 4 災害の発生の状況、避難勧告等、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

(防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項)

- 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫すること。
- 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおりである。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

第2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- 4 正確な情報入手の方法
- 5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 6 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8 避難生活に関する知識
- 9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 10 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3 相談窓口の設置

市は県と連携して、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。